

高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせるように介護保険が改正されます。

## 介護を「予防」するサービス や事業が始まります



要介護状態が軽度（要支援、要介護1）の高齢者が年々増えていますが、軽度の高齢者への介護サービスは要介護状態の改善につながっていない状況です。その改善として、軽度の高齢者に本来の意味での介護予防給付を行います。

また、介護や支援を必要とする前の高齢者が要支援・要介護状態にならないために、介護予防事業や包括的支援事業を行います。

くわしくは次ページへ

## 住みなれた地域で 自立した生活を支援します



高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を設置（下表参照）し、高齢者がかかえるさまざまな問題の相談や、介護保険のサービスと医療や福祉でのサービスの総合的な提供などを行います。

また、身近な地域での多様なサービスを提供できるように「地域密着型サービス」や在宅介護と施設介護の中間的な役割を持った居住系サービスを充実させ、在宅支援を強化します。

くわしくは次ページへ

## 負担のあり方や要介護 認定事務が見直されます



### ●保険料の見直し

低所得者の保険料軽減など負担能力をきめ細かく配慮した保険料設定となります。また、特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金まで拡大するなど徴収方法が見直されます。

くわしくは3ページへ

### ●要介護認定事務の見直し

新規の要介護認定申請の調査は市町村が行います。また、申請代行できる介護サービス事業者は省令で定めます。

## サービスの質を 確保・向上します



### ●介護サービス事業者の情報を開示

利用者がよい事業者、本当に必要なサービスを選択できるように、介護サービス事業者が介護サービス情報を県知事あてに報告することを義務付け、その情報を公表します。

### ●事業者規制の見直し

事業者指定の更新制の導入、指定の取り消しや欠格要件の見直しなどを行います。

### ●ケアマネジメントの適正化

資格更新制の導入、研修の義務化、担当件数の見直しなど、ケアマネジャーの資格や義務の見直しを行います。

## 諏訪広域の地域包括支援センター

名称	運営主体(担当地域)	所在地
岡谷市地域包括支援センター	岡谷市 (市内全域)	岡谷市幸町8番1号 (岡谷市役所内)
諏訪市地域包括支援センター	諏訪市 (市内全域)	諏訪市高島一丁目22番30号 (諏訪市役所内)
茅野市東部保健福祉サービスセンター	茅野市 (玉川・泉野・豊平地区)	茅野市玉川4300
茅野市西部保健福祉サービスセンター	茅野市 (宮川・金沢地区)	茅野市宮川3975
茅野市中部保健福祉サービスセンター	茅野市 (ちの・米沢・中大塩地区)	茅野市塚原2-5-45
茅野市北部保健福祉サービスセンター	茅野市 (湖東・北山地区)	茅野市北山4808-1
下諏訪町地域包括支援センター	下諏訪町社会福祉協議会 (町内全域)	下諏訪町社6758番地1
富士見町地域包括支援センター	富士見高原病院 (町内全域)	富士見町落合11106-1
原村地域包括支援センター	原村 (村内全域)	原村6649番地3

高齢者

今は介護を必要としていない人

今すぐ介護や支援が必要な人

生活機能の低下を早期に把握

生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある高齢者を様々な方法で早期に把握します。

くわしくは11ページへ

要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護認定の申請をします。

くわしくは7ページへ

今は介護を必要としていない人

地域包括支援センター

新設された「地域包括支援センター」では、生活機能の低下している高齢者に、健診の結果などを確認するとともに日常生活での問題点などの聞き取りを行い、介護予防サービスの対象者を選定します。

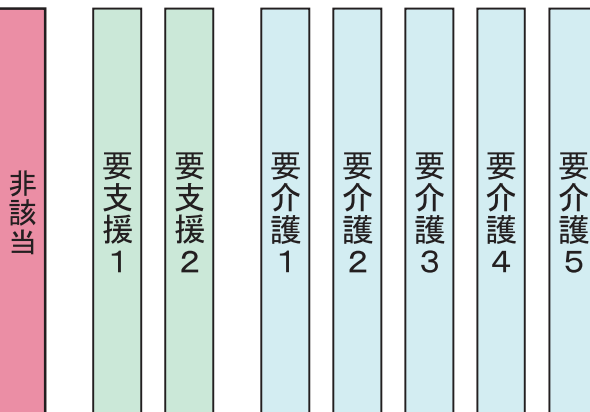
くわしくは12ページへ



要介護認定

介護が必要か、支援が必要かを調査・審査します。

くわしくは7ページへ



自立した生活が送れる人

などすべての高齢者

高齢期の総合的な相談や、生活支援・介護予防などのサービスを利用できます

くわしくは11ページへ

介護や支援が必要となるおそれのある人

市町村が行う介護予防サービス（地域支援事業）を利用できます

くわしくは11ページへ

支援が必要とされる人（要支援1、2）

介護保険の介護予防サービス（新予防給付）を利用できます

くわしくは13ページへ

介護が必要とされる人（要介護1～5）

従来の介護保険の介護サービスを利用できます  
地域密着型サービスが追加されます

くわしくは17ページへ

生活機能の低下が見られない人